

事業所名 グループホーム町屋
運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時 2023年 9月 13日(水)		
参 加 者	議 題	
利用者	0名	① はじめに
利用者家族	0名	② 行事報告(1号館)
地域住民の代表者	0名	③ 行事報告(2号館)
市職員	1名	④ 行事予定
地域包括支援センター職員	1名	⑤ 身体拘束適正化検討委員会
	1名	⑥ 質疑応答
事業所	2名	⑦ 次回開催日
会 議 録		
<p>①2023年8月22日に行う予定でしたが、事業所の都合により2023年9月13日に延期しました。</p> <p>②行事報告(1号館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月7日 セタ 昼食時にそうめん、天ぷらの盛り合わせを提供させて頂きました。天ぷらもおかわりをされ美味しそうにお召し上がり頂きました。利用者様方には、短冊に願いを書いて、笹に飾りつけをしました。 ・7月30日 土用の丑の日 昼食にうなぎ丼を提供させて頂きました。美味しそうにお召し上がり頂きました。 ・8月29日 かき氷作り おやつ時にかき氷作りを行いました。かき氷にいちご、ブルーハワイ、みぞれの3種類から好きなものを選び、お召し上がり頂きました。かき氷を美味しそうにお召し上がり頂きました。 <p>③行事報告(2号館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月5日 誕生日会 喫茶店に外出しました。誕生日の利用者様もソフトクリーム、バナナジュースを美味しそうにお召し上がり頂きました。その後、川沿いを車いすで散歩され、とても楽しそうなお様子でした。 ・7月7日 セタ 昼食時にそうめん、天ぷらの盛り合わせを提供させて頂きました。利用者様方には、短冊に願いを書いて、笹に飾りつけをしました。 		

・7月30日 土用の丑の日 昼食にうなぎ丼を提供させて頂きました。美味しくお召し上がり頂きました。

・8月30日 かき氷作り おやつ時にかき氷作りを行いました。かき氷にいちご、ブルーハワイ、みぞれの3種類から好きなものを選び、お召し上がり頂きました。かき氷を皆様、美味しくお召し上がり頂きました。

④行事予定（1・2号館）

- ・9月 敬老会、避難訓練、誕生日会
- ・10月 秋の味覚祭

⑤身体拘束適正化検討委員会

◆「身体拘束廃止のためにまずなすべきこと～5つの指針～」

1. トップが決意し、施設が一丸となって取り組む

○組織のトップである代表や施設長が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底する。それによって現場のスタッフは不安が解消され安心して取り組むことが可能となる。さらに、事故やトラブルが生じた場合はトップが責任を引き受ける姿勢も必要。一部のスタッフだけが廃止に取り組んでも現場は混乱し効果は上がらない。全員が一丸となって取り組むことが大切。

2. みんなで議論し、共通の意識を持つ

○この問題は、個人それぞれの意識の問題でもある。身体拘束の弊害をしっかりと認識しどうすれば廃止できるのかを、トップも入れてスタッフ間で議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められる。

3. まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

○まず、個々の高齢者についてもう一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していく事が重要。問題行動がある場合にもそこには何かしらの原因があり、その原因を取り除く事が大切。

問題行動の原因例

- ①スタッフの行為や言葉掛けが不適當。またはその意味が分からない場合
- ②自分の意志にそぐわないと感じている場合
- ③不安や孤独を感じている場合
- ④身体的な不快や苦痛を感じている場合
- ⑤身の危険を感じている場合
- ⑥何らかの意思表示をしている場合

こうした原因を除去するなどの状況改善に努めることにより、問題行動は解消の方向へ向かう。

4.事故の起きにくい環境を整備する

○転倒や転落などの事故が起きにくい環境を作る。手すりを付ける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くする工夫によって事故は相当程度防ぐことが可能になる。

5.常に代替的な方法を考える

○身体拘束の他に本当に代替する方法はないかを検討する。「仕方がない」「どうしようもない」とみなされていないか、「なぜ拘束されなければいけないか」を考え、拘束しないケアを考える。困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね、拘束しないケアを実行する。

※介護保険基準上「生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合」は身体拘束が認められているが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要である。

◆まとめ

今回は、『身体拘束廃止のためにまずなすべきこと～5つの方針～』を行いました。まず、当事業所は開設当初から身体拘束を行っていません。身体拘束を廃止し、身体拘束を行わずケアをするという目標を掲げ、職員に対して何が身体拘束に当たるのか、身体拘束を行わないケアの仕

方などを日々の業務の中や会議、勉強会などを通じて指導し理解を深めてもらえるようにしています。今後も身体拘束を行わずケアを行います。

⑥質疑応答

瀬戸市役所高齢福祉課 様

- 敬老会では何を行う予定ですか？
→町屋1号館では手作りお好み焼きやアメリカンドッグを提供し長寿のお祝いを行う予定です。町屋2号館ではお弁当を手配し長寿のお祝いを行う予定です。
- 運営推進会議に市役所、地域包括支援センターが参加されていますが、他の人への連絡はされていますか？
→状況を見ながら地域住民などに声をかける予定であります。
- 身体拘束の代替的方法以外で介護する方法がない場合はどうされていますか？
→スタッフと話し合いを行い、トライ&エラーを繰り返しながら答えに近づくよう取り組んでいます。
身体拘束3原則の要件を満たすことがとても難しいこともあり、当施設では身体拘束の概念がなく身体拘束を絶対行わない方針で介護することを心掛けています。

やすらぎ地域包括支援センター 様

- 就任して間もないためグループホームの特徴を教えてください。
→アットホームな環境で生活して頂くことで認知症の進行を予防するとともに、必要最低限の介護で自立支援を行いながら身体機能の低下を予防し健康で穏やかに過ごして頂く施設です。木のぬくもりやたたみ、かまどなど設備することで昔ながらの生活を過ごして頂いています。また春は桜が満開となり、普段から車の通りや人通りが少なく静かに過ごして頂ける環境となっています。
- 重度の認知症により言葉を発信することができない方や上手く聞き取れない方に対してどのような支援をされていますか？
→入居者様の人生の事柄や背景を考え理解し、介護の方法を考えています。過去の生活歴や生活習慣を知ることが大切だと感じています。

⑦次回開催日

2023年10月24日（火） 14:00～